

種苗法の一部を改正する法律案に対する修正案

種苗法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第二号を削り、同条第三号中「第二十一条の改正規定」を「第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定」に改め、同号を同条第二号とする。

附則第二条中「前条第二号に掲げる規定」を「この法律」に、「第二号施行日」を「施行日」に改め、「新法第五条第一項」の下に「（前条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四条及び第五条において「第二号施行日」という。）前にはあつては、この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五条第一項）を加え、「この法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）」を「旧法」に改める。

附則第三条第一項中「附則第一条第二号に掲げる規定」を「この法律」に、「第二号施行日」を「施行日」に改め、同条第二項及び第三項中「新法第十八条第三項」を「旧法第十八条第三項」に改める。

附則第四条中「第二号施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」を「施行日から第二号施行日」に改める。

附則第五条中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「第二号施行日」に、「施行日前」を「第二号施行日前」に改める。